「社会医学研究」投稿規定

1．「社会医学研究」は、日本社会医学会（旧称：社会医学研究会）の機関誌であり、社会医学に関する優れた原著（英文抄録をつける）、総説、報告、短報を掲載する。
2．論文執筆者（筆頭）は、会員に限る。連名者も会員が望ましい。投稿原稿の採否は、査読の上、編集幹事会で決定する。
3．ヒトおよび動物を対象にした研究は、1964 年のヘルシンキ宣言（1975, 83, 89, 96, 2000 年修正）の方針に沿った手続きを踏まえている必要がある。
4．投稿原稿（図表を含む）には、コピー２部（計３部）とテキスト形式で保存したフロッピー・ディスクを添付する。（注：次ページの「投稿規定についての補足」を参照のこと。電子メールのみでさしつかえない）
5．論文の校正は、初稿のみ著者が行う。
6．論文の別刷印刷は、PDF 公開のために原則受け付けない。特別にかかる費用は著者負担とする。
7．論文の送付は、原則として日本社会医学会事務局とする。ただし、総会記録特別号や研究総会特別号の場合は、総会担当役員とする。（注：次ページの「投稿規定についての補足」を参照のこと。編集委員長に直接、電子メールで投稿することが可能）
8．執筆要領
（１）原稿本文は和文とし、英、和それぞれ５語以内のキーワードをつける。
（２）原稿は、A4 版に横２５字～４０字の範囲で、十分に行間をあけ、横書きで記載する。
（３）原著、総説、報告などの枚数は、原則として図表などを含めて、刷り上がり８ページ程度（１ページは約 2,100 字）までとする。原著の英文抄録は、A4 版にダブルスペースで１ページ以内とする。
（４）原稿には表紙を付け、表題、著者名、所属機関名（以上英文表記）のほか、論文の種別、氏名、メールアドレス（携帯電話以外）、図表数、論文ページ数を記載すること。
（５）参考文献は以下の引用例に従いり、引用順に番号を付け、論文末尾に一括して番号順に記載する。
■ 雑誌の場合……著者名、表題、雑誌名、年号；巻数：頁－頁、の順に記載する。著者が３名を越える場合は３名までを記載し、残りの著者は「他」とする。
１）近藤高明、榊原久孝、宮尾克他、成人男性の骨密度に関する検討．社会医学研究．1997; 15: 1–5
２）Murray CL. Evidence-based health policy. Science 1996; 1274: 740–743
■ 単行本の場合……編者・著者名、書籍名、所在地、発行所、発行年、頁の順に記載する。
１）三浦豊彦編．現代労働衛生ハンドブック　増補改訂第二版増補編．川崎：労働科学研究所．1994: 293–296
２）Murray CL. The Global Burden of Disease. Cambridge, Harvard University Press, 1966: 201–246

「社会医学研究」投稿規定についての補足

「社会医学研究」へ投稿される原稿の査読、改訂などの手続きを迅速化するために、原稿を電子ファイルとして以下のメール・アドレスへ送付ください。

櫻井尚子：nao_sakurai@jikei.ac.jp

電子ファイルを利用して投稿する場合、本文および表は必ず、「MS Word」または「一太郎」、ないしパワーポイントやエクセルを用いた電子ファイルを用いてください。

送付いただき、受理した場合は、受理した状況を返信いたします。

なお、諸事情で、電子ファイル送付が困難な場合のみ、A 4 紙に書かれた原稿 1 部（図、表を含む）と、原稿ファイルと、メールアドレスを含め、CD などを利用した電子記憶媒体とともに、「社会医学研究投稿原稿在中」と明記し、以下のあて先に、郵便ないし宅配便にて送付ください。編集委員は、受理した場合、記載されたメールアドレスに対して受理状況を返信いたします。尚、電子媒体を伴わない紙媒体原稿のみで投稿された場合は、基本的には受理いたしません。多くの投稿を期待いたします。

櫻井　尚子　編集委員長
〒 105-8461　東京都港区西新橋 3-25-8
東京慈恵会医科大学　大学院医学研究科　看護学専攻修士課程　教授

投稿規定の追加事項（暫定）

電子的技術情報を引用文献等としての記載する場合の要領

インターネット等によって検索した電子的技術情報を引用する場合、その書誌的事項を次の順に記載する（WIPO 標準 ST.14 準拠）。

著者の氏名．表題、（記載可能な場合は以下に頁、欄、行、項番、図面番号など）、媒体のタイプを [online] として示し、判明すれば、以下にその掲載年月日（発行年月日）、掲載者（発行者）、掲載場所（発行場所）、[検索日]、情報の情報源及びアドレスを以下の例にならって記載する。データーベースからの引用では識別番号（Accession no.）を記載する。

１．インターネットから検索された電子的技術情報の記載例

（日本語での記載例）

新崎　準ほか．新技術の動向．[online] 平成 10 年 4 月 1 日、特許学会．[平成 11 年 7 月 30 日検索]、
インターネット＜ URL : http://iij.sinsakijun.com/information/newtech.html ＞

（英語での記載例）

Arasaki j et al. Trends of new technology. [online] 1 April 1998, Jpn Assoc Acad Patent. [retrieved on 1998-02-24]. Retrieved from the Internet:
＜ URL : http://iij.sinsakijun.com/information/newtech.html ＞

２．オンラインデータベースから検索された電子的技術情報の記載例

Dong XR, et al. Analysis of patients of multiple injuries with AIS-ISS and its clinical significance in the evaluation of the emergency managements. Chung Hua Wai Ko Tsa Chih 1993;31(5):301-302. (abstract), [online] [retrieved on 1998-2-24]. Retrived from: Medline; United States National Library of Medicine, Bethesda, MD, USA and Dialog Information Services, Palo Alto, CA, USA. Medline Accession no. 94155687, Dialog Accession no. 07736604.

日本社会医学会会則

第　1　章　総　　則

第 1 条　（名称）本会は、日本社会医学会という。
英字表記は以下とする。
JAPANESE SOCIETY FOR SOCIAL MEDICINE

第 2 条　（目的）本会は、会員相互の協力により、社会医学に関する理論及びその応用に関する研究が発展助長することをもって目的とする。

第 3 条　（事業）本会は、その目的達成のため、次の事業を行う。
1．研究会の開催
2．会誌、論文集などの発行
3．その他必要な事業

第 4 条　（事務所）本会の事務所は理事会の定めるところに置く。ホームページ・社会医学会レター等で公示する。

第 5 条　（事業年度）本会の事業年度は、毎年５月１日に始まり、翌年４月３０日に終わる。

第　2　章　会　　員

第 6 条　本会は、会の目的に賛同し、会費を納める者で構成する。会員となるには書面で理事長に申し込みを行う。

第 7 条　会員は、学会で発表し、学会刊行物に投稿し、学会刊行物の配布を受けることが出来る。

第 8 条　（退会）会員は書面により理事長に通告すれば退会できる。

第２項　会員の死亡、または失踪の通知を受けた場合には、自然退会とする。

第３項　会員で３年度分以上の会費を滞納したものに対しては、評議員会の議決により退会したものとみなすことが出来る。

第４項　前項により退会者が学会への復帰を希望する場合は、第６条に基づく手続きを行ったうえで、滞納した会費を全額納入するものとする。

第 9 条　（除名）会員が、本会の名誉を傷つけ、目的に反する行為を行った場合には、総会の決議により除名することが出来る。

第２項　前項の規定により会員を除名する場合には、理事会は総会の１週間前までに当該会員に通知し、総会において弁明する機会を与えなければならない。

第 10 条　（名誉会員）満 70 歳以上の会員のうち、旧研究会時の世話人・本会理事経験のある者、またはそれに等しい功績があると総会で認められた者は、名誉会員に推薦することができる。

第　3　章　総　　会

第 11 条　（総会）本会は、毎年１回総会を開催する。総会は、原則として事業年度終了後３か月以内に理事長が招集し、年次予算・決算、事業計画その他重要事項を、決定する。会則、会則変更等重要事項の決定は、総会の議決を経なければならない。

第 12 条　総会は、委任状を含め、会員の４分の１以上の出席で成立する。議決は委任状を含め過半数で決定する。

第　4　章　役　　員

第 13 条　（役員）本会に次の役員を置く。任期は３年間とし、再任をさまたげない。
評　議　員
理　　事
監　　事
理事、評議員、及び監事など本会役員の定数は選出細則によって別に定める。

第 14 条　（選出）評議員は、会員の直接選挙によって選出される。また、理事及び監事は、評議員会の互選によって選出され、いずれも総会において承認されなければならない。

第２項　選出に関する細目は別に定める、『役員選挙細則」による。

第３項　理事会は、上記１項の規定にかかわらず、性、地域、職種、年令、研究分野等を考慮して、指名によって若干名の評議員を追加することができる。

第４項　（理事長等）理事会は互選によって理事長１名、副理事長若干名を選出する。

第５項　理事長は、上記１項の規定にかかわらず、指名によって若干名の理事を追加することができる。

第　5　章　役　員　会

第 15 条　（評議員会）本会は、評議員からなる評議員会を置く。評議員会は毎年度ごとに１回開催する。評議員会は理事会が総会に提出する、予算及び決算、事業計画等重要事項を審議する。

第２項　（理事会）本会は理事からなる理事会を置く。理事会は年度内に３回以上開催し、総会から総会までの間、理事長のもとに承認された事業を執行するとともに、予算及び決算、事業計画を評議員会の承認のもとに総会に提出する。

第３項　理事長は、本会を代表して事業の執行を行う。副理事長は理事長の業務を補佐する。事務局長は日常の事業が円滑に行われるよう企画・調整を行い、会計の管理を行う。

第４項　（監事）監事は本会会計を監査する。監事は理事会に出席して意見を述べることが出来る。

第５項　理事会、評議員会は、委任状を含めて定数の３分の２以上の出席で成立する。

第　６　章　会　　費

第 16 条　（会費）会費は年額 7000 円とする。学生・大学院生は年額 3000 円とする。ただし、研究会の開催など特別に経費を要する場合は、その都度、別に徴収することができる。

第２項　名誉会員は、会費納入を免除される。

第　７　章　そ　の　他

第 17 条　本会は、会員の希望により各地方会をおくことができる。

第 18 条　本会の諸行事、出版物などは、会員外に公開することができる。

第　８　章　雑　　則

第 19 条　本会則を変更または本会を解散する場合には、理事長は全評議員の３分の２以上の賛成によって総会に提案し過半数の同意を得ることとする。

付　則　本改正会則は 2014 年 7 月 13 日から施行する。

日本社会医学会役員選出細則

１．（評議員の選出及び定数）

評議員は、２０名連記による全会員の直接投票によって選出される。全国の会員名簿に登載された全会員（名誉会員を除く）を候補者として投票を行い、得票順位の上位から別に定める定員を選出する。評議員定員は会員１０名につき１名を原則とする。ただし、全ての地域（北海道・東北、関東、東海・北陸・甲信越、近畿、中国・四国・九州・沖縄の５地域）に最低４名の評議員が存在するように、選挙管理委員会は、得票順位にもとづき当選者を追加する。

理事会は、また、性、職種、年令等を考慮して、指名によって若干名の評議員を追加することができる。

２．（理事の選出及び定数）

理事は、評議員の互選によって選出される。理事の定数は、１０名以内とする。選出された理事は、総会で承認されねばならない。

３．（理事長の選出）

理事長は、理事会での互選によって選出される。選出された理事長は、総会で承認されねばならない。なお、理事長は、上記２．の規定にかかわらず、指名によって若干名の理事を追加することができる。

４．（理事長の代行の選出）

理事長は、事故等の理由で職務を遂行できない場合を想定して、理事の中からあらかじめ理事長代行を指名する。

５．（監事の選出及び定数）

監事は、評議員会において理事に選出された者以外から互選する。選出される監事の定数は２名とし、総会で承認されねばならない。

２０００年７月決定、２００７年４月２４日一部改正、２０１０年４月１０日一部改正

日本社会医学会研究倫理審査委員会（暫定規程）

1．主　旨

日本社会医学会は会員相互の協力により、社会医学に関する理論およびその応用に関する研究が発展助長することを目的としている。昨今、研究内容の倫理的な配慮が厳しく問われ、研究計画の実施、研究論文の投稿など研究の実施には、研究者の所属機関等に設置された研究倫理審査委員会の承認が必要になる。

しかしながら､研究倫理審査委員会が設置されていない所属機関等に勤務する学会員も少なからず見られる｡よって、そうした日本社会医学会会員の優れた研究を推進させるための倫理的な基盤づくりの一つとして、学会の中に「日本社会医学会研究倫理審査委員会」を設置する。

2．審査対象

日本社会医学会会員が主たる研究者として国内外で実施する研究で、人を対象とした社会医学に関する研究を審査対象とする。

3．審査内容

研究計画書の倫理的な配慮がされているか、科学的であるかなどを審査の対象とする。

4．研究倫理審査委員会委員の選出

日本社会医学会の各職種から選出する。

研究倫理審査委員の任期は理事・評議員の任期に準じるが、研究内容により研究倫理審査委員で対応が困難な研究に対しては、委員会外部の意見を求めることができる。

5．研究倫理審査委員会の開催

必要に応じて随時開催する。

6．研究倫理審査委員会審査経費

審査 1 件につき 1 万円を学会に納付する。納付を持って研究倫理審査委員会を開催する。

7．倫理審査判定

1）承認
2）条件付き承認
3）不承認（再申請）

研究倫理審査委員会　委員長　波川京子　（委員：小橋　元、平田　衛）
2013 年 4 月 17 日制定、2011 年 7 月 23 日委員指名

編集後記

日本社会医学会理事長の山田裕一です。2014 年 12 月 21 日に首都大学東京秋葉原キャンパスで開催された理事会において、2 名の理事の追加選任をいたしました。

一人は、石竹達也氏（久留米大学医学部教授）です。第 56 回日本社会医学会総会（2015 年 7 月 25 日～ 26 日）の学会長を務めていただいています。

もう一人は、櫻井尚子氏（東京慈恵会医科大学教授）です。これまで、社会医学研究の星　旦二編集委員長をささえて、事実上の采配を振るっていただいておりましたが、このたびの理事就任によって、今後は、社会医学研究・編集委員長を務めていただくことに、決定しました。本号は、星編集委員長から、桜井編集委員長へのバトンタッチの号です。発行される時期は、2015 年 1 月 15 日ですので、櫻井編集委員長の編集ということになります。おふたりから、編集後記をお願いいたしました。

日本社会医学会理事長　山田　裕一（金沢医科大学）

櫻井尚子先生が、新しい編集委員長に就任されました。実は、私が、編集委員長であった全ての期間、櫻井先生は、論文受付、査読、編集をふくめて、年間二冊発刊を定例化する基盤を作ってくださいました。本学会誌は、他の学会誌に比べて、掲載期間の短縮化、建設的な改善提案のある査読をお願いした結果、採択率も向上したように思います。今後とも、質の高い豊富な内容のある学会雑誌として更に発展していくようにご支援ください。投稿いただいた皆様と、丁寧な査読をしていただいた、会員の皆様に感謝いたします。ありがとうございました。

日本社会医学会　前編集委員長　星　旦二

社会医学研究の編集委員長をこのたび、おおせつかりました。伝統ある「社会医学研究」の編集委員としての大役を担えますことは光栄です。

本学会誌の発行は、みなさまもご承知のとおり年 3 回ですが、そのうち 1 回は総会講演集ですので、投稿論文掲載は年 2 回です。学術雑誌としての水準を保ちながら、魅力ある学会誌になるよう、お役に立てればと存じます。

私の背景は、公衆衛生看護学です。公衆衛生看護学は、社会学と公衆衛生学と看護学から構築された実践の科学であると学生時代に教わりました。現在は、より広い学際的な視点が必要になっています。

本学会の魅力もまた、俯瞰的に社会や実践の場を観察して変革していく、実践に役立つ学際性にあると思います。医学、社会学、福祉学、看護学、心理学、建築学、行政学、工学、情報学など多様な専門領域で活躍している会員で構成されています。社会の中で起きている多様な問題を解明し対応していくには、他分野の英知を持ち寄り、公開し、議論することが重要です。本学会誌の意義の大きさも、そこにあると思います。

今回は、投稿 13 編があり、その内 9 編（総説 3 編、原著 3 編、研究報告 3 編）を掲載することができました。また、本号に掲載されなかった 4 編のうち 2 編は、次号へ向けて、鋭意修正中です。「社会医学研究」は、学問的にも、高度なレベルを有し、社会的にも人類の健康に貢献する研究を歓迎します。そして、「学問的厳密さ」の美名のもとで、きわめて低い採択率を放置するような学会誌ではなく、内容を改善する査読によって、高い採択率を誇っています。今後とも、意義ある質の高い論文が投稿されますよう期待しております。本学会誌は随時、原稿を受け付けています。

会員の皆様からの投稿をお待ちしています。

日本社会医学会機関誌・社会医学研究

編集委員長　櫻井　尚子

査読いただきました、先生方に、感謝いたします。

黒田研二、北原照代、松田亮三、巴山玉蓮、長谷川卓志、大木幸子、児玉小百合、星　旦二、櫻井尚子（以上、敬称略）

社会医学研究　第 32 巻 1 号　2015 年 1 月 15 日発行

日本社会医学会機関誌　社会医学研究　Bulletin of Social Medicine　ISSN 0910-9919

理事長　山田裕一　金沢医科大学　u1yamada@kanazawa-med.ac.jp

発行者　山田裕一

編　集　櫻井尚子　編集委員長（東京慈恵会医科大学）nao_sakurai@jikei.ac.jp

発行事務局

〒464-8603　名古屋市千種区不老町　名古屋大学情報科学研究科

宮尾克研究室内　日本社会医学会事務局

TEL ／ FAX 052-789-4363 miyao@nagoya-u.jp

学会 HP：http://jssm.umin.jp/